

令和 7 年第 2 回春日井市議会臨時会提出議案目次

議案番号	議	題
第53号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	

第 53 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月13日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。